技能講習のご案内



の技に展しますが新たな技能を身に付けよう。

実施 期間

章10/10 章3/31金

季節労働者(岩見沢市・三笠市・月形町居住の方)

受付開始日 令和4年9月15日公

		4
技能講習内容	定員	※事前のご相談が必要です。
● 車両系建設機械(整地・運搬等)運転・	…5名	※原則おひとり様、1科目、希
② フォークリフト運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 3 名	望者多数の場合は、事前相 談受付順になります。
		※受講承認を受けた方が、指
3 小型移動式クレーン運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	∵3名	定する教習所で受講でき ます。
④ 玉掛け····································	…3名	77
⑤ 高所作業車運転 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	…3名	
6 不整地運搬車運転	…1名	
▽ 車両系建設機械 (解体) 運転 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
3 ショベルローダー運転・・・1名		
9 ガス溶接・・・・・・1名	K	
⑩地山掘削及び土止め	M	
支保工作業主任者 · 1 名		
⑪はい作業主任者…1名		7
① 足場組立等作業主任者	0	
1名		

■厚生労働省委託/通年雇用促進支援事業

■主催/岩見沢市通年雇用促進協議会

受講対象者

お申し込み前にご確認ください。



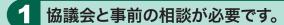
岩見沢市・三笠市・月形町に居住する季節労働者の方で、雇用保険の短期雇 用特例被保険者として雇用されている方、又は、離職者であって、直前の離職 (平成4年4月1日の1年以上前に離職した方を除く)に係る雇用保険の被保険 者種類が短期雇用特例被保険者であった方で、当協議会が技能講習の受講を 承認した方を対象とします。

※技能講習の全日程に参加できることが承認の条件となります。



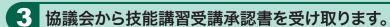
- 技能講習に必要な受講料(テキスト代を含む)は、技能取得確認後、 協議会が負担します。教習所までの交通費等は、各自でご負担ください。
- ・本事業の利用は、原則おひとり様1科目1回限りです。 (小型移動式クレーン運転と玉掛けは、セット受講が可能です。)
- やむを得ない事情がある場合を除き、当協議会が技能講習の受講を承認し た後の受講の取り消しはできません。
- ・技能講習の受講に必要な作業服や靴、その他安全装具は、各自でご用意下さい。
- 個人的に受講した技能講習の費用や当協議会の承認なしに受講の申込を した技能講習の費用を事後的に当協議会が負担することはありません。

までの流れ



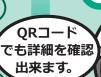
(雇用保険の短期雇用特例求職者給付などの受講資格確認のため)





教習所で受講します。









岩見沢市通年雇用促進協議会

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所商工労政課内(2階24番窓口)

四(0126)24-3625 FAX(0126)24-3626

ホームページ/https://www.job365.jp メール/tuunen@job365.jp

> 団体概要:岩見沢市通年雇用促進協議会とは、岩見沢市、三笠市、 月形町、空知総合振興局、岩見沢商工会議所などにより 構成され、季節労働者の通年雇用化を促進することを目 的とした団体です。